

# 林地開発許可申請の手引

令和5年4月

千葉県農林水産部森林課

## ◎森林法施行令等の一部改正に伴う林地開発許可申請の手引の改正について

この手引は、次の関係法令等の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和5年4月1日から施行する。

### 1 森林法施行令等の一部改正による改正

#### 【主な改正概要】

- ・「太陽光発電設備の設置」を目的とする0.5ヘクタールを超える開発行為を、森林法第10条の2第1項の規定による許可を要するものとして追加
- ・届出が必要となる小規模林地開発行為の面積について、「太陽光発電設備の設置」を目的とした開発行為については0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下とし、それ以外の目的の開発行為については0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下と定義
- ・林地開発行為の許可を受けた者が再度の事前協議を行う要件として、「太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、新たな林地開発区域の面積が0.5ヘクタールを超え、かつ、変更前の林地開発区域の面積の10分の2を超える林地開発行為をしようとするとき」を追加
- ・林地開発許可申請書及び添付書類を改正
  - 「林地開発許可申請書」に、「開発行為の施行体制」欄を追加
  - 「防災施設等設計根拠資料」の改正（仮設の施設を追加）
  - 「防災施設等の維持管理計画書」の新設
  - 「工事施工者の能力に関する書類」の改正（建設業法許可書や所得税に関する納税証明書等を追加）

### 2 千葉県林地開発許可審査基準の一部改正による改正

#### 【主な改正概要】

- ・「調節池等の設計雨量強度等」の改正  
（改正後）  
調節容量 30年確率（河川管理者との協議で必要な場合は50年確率）  
余水吐 200年確率  
堆砂量 200m<sup>3</sup>/ha/年～600m<sup>3</sup>/ha/年
- ・「排水施設の設計雨量強度」の改正  
（改正後）  
10年確率（人家等が隣接している箇所は20年確率、要配慮者利用施設が隣接している箇所は30年確率）
- ・「仮設防災施設の設置に関する基準」の新設
- ・「防災施設の維持管理に関する基準」の新設

※詳細については、下記の法令等の一部改正を参照してください。

「森林法施行令」一部改正（令和4年9月22日公布）

「森林法施行規則」一部改正（令和4年9月30日公布）

「農林水産省告示」一部改正（令和4年9月30日）

「森林法施行細則」一部改正（令和5年3月31日）

「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」一部改正（令和4年12月27日公布）

「千葉県林地開発許可審査基準」一部改正（令和5年2月15日）

「千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針」一部改正（令和5年3月31日）